められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無。

⑻　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : USHIDA Masakatsu, Counsellor (Accounting), Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27

⑶　Nature and quantity of the services to be required : Cloud service provision and operation and maintenance of the pesticide registration system in 2025　1 set

⑷　Fulfillment period : From 1 April, 2025 through 31 March, 2026

⑸　Fulfillment place : As shown in the tender documentation and specification

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade "A" or "B" in terms of qualification "Provision of services" for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2022, 2023 and 2024.

④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑤　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺　Time limit for submission of certificates : 11 : 00 A.M., 3 March, 2025

⑻　Time limit for tender : 11 : 00 A.M., 10 March, 2025

⑼　Contact point for the notice : SANADA Shingo Procurement Section of Budget Division Minister's Secretariat Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8950 Japan. TEL 03―3591―6753

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本事業に係る落札及び契約締結は、当該事業に係る令和７年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和７年２月３日

分任支出負担行為担当官

三八上北森林管理署長　大倉　正彦

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　02

1　業務の概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　蔦川地区地すべり調査業務

⑶　業務場所　青森県十和田市大字奥瀬字蔦国有林114林班ほか

⑷　業務内容　地すべり調査業務一式

⑸　履行期限　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

⑹　本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

⑺　本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

⑻　本業務は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の規定に基づく調査基準価格又は業務の品質確保の観点から三八上北森林管理署長が定める価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する対象業務である。

⑼　本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。

⑽　本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。

2　競争参加資格要件等

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係るＡ等級又はＢ等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所を有する者であり、対象営業区域を青森県として登録していること。

⑸　平成21年４月１日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること（設計共同体（「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成11年３月25日付け11経第718号大臣官房経理課長通知）及び「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について」（平成25年３月26日付け24国管第159号林野庁長官通知）に基づく設計共同体をいう。以下同じ。）の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務（測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。）の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成22年３月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）第６に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が60点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

同種の業務：治山関係事業における地すべり調査業務

⑹　本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。

ア　技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者、又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算２ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

㈠　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の２に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上である者

㈡　短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上である者

㈢　学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上である者